

土木学会四国支部地域貢献事業に係る資金に関する規則

平成21年9月11日 制 定
平成24年6月29日 一部改正
平成25年3月15日 //

(目的)

第1条 この規則は、土木学会四国支部地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、四国支部地域貢献資金（以下「地域貢献資金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(組成)

第2条 地域貢献資金は、次の各号に掲げる資金から成るものとする。

- (1) 緊急災害調査活動資金（以下「災害調査資金」という。）
- (2) 優秀学生表彰資金（以下「学生表彰資金」という。）
- (3) 土木啓発広報資金（以下「啓発広報資金」という。）
- (4) 創立記念事業等による社会貢献資金（以下「社会貢献資金」という。）

(使途)

第3条 地域貢献資金の使途は、次の各号に示す事業への支援に限定する。

- (1) 災害調査資金 規程第3条第1号に規定する事業
- (2) 学生表彰資金 規程第3条第2号に規定する事業
- (3) 啓発広報資金 規程第3条第3号に規定する事業
- (4) 社会貢献資金 規程第3条第4号に規定する事業

(構成)

第4条 地域貢献資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第2条に規定する資金として寄附された財産
- (2) 第2条各号に規定するいずれかの資金とすることを指定して寄附された財産
- (3) 土木ボランティア寄附（doboku Voluntary donor）として受け入れた財産
- (4) 理事会において第2条各号に規定する資金に繰り入れることを議決した財産

(活用)

第5条 地域貢献資金は、各々次の2つに分類して活用する。

- (1) 果実利用資金：第4条第4号に規定する財産をもって構成し、運用益を活用する資金
- (2) 普通資金：第4条第1号から第3号に規定する財産を取り崩して活用する資金

2 普通資金は、次の3つに分類して活用する。

- (1) 一般型資金：原則として第4条第1号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金
- (2) 特別型資金：原則として第4条第3号に規定する財産をもって構成する資金
- (3) 指定型資金：原則として第4条第2号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2号の財産については、その20%を一般型資金とする。ただし、寄附にあたり一般型資金減免についての理由書（様式任意）が提出され、理事会がそれを承認した場合は、一般型資金を10%に減免することができる。

(管理運用)

第6条 地域貢献資金は特定資産とし、地域貢献資金のうち第4条第4号の財産は元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で管理する。

(充当)

第7条 第5条第1項の規定による果実利用資金については、運用益をもって事業の実施に充当するものとし、元本は原則として取り崩さない。

2 第5条第1項の規定による普通資金については、計画的な取り崩し及び運用益により事業の実施に充当するものとする。

3 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第8条 第5条第1項の規定による果実利用資金については、事業の実施上やむを得ない事由により、資金の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2 第5条第1項の規定による普通資金については、事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて資金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成21年9月11日 理事会議決) この内規は、平成21年9月11日から施行する。

附則 (平成24年6月29日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成24年6月29日から施行する。

附則 (平成25年3月15日 理事会議決) この変更規則は、平成25年3月15日から施行する。